

## マージン率等に係る情報提供

令和8年4月1日  
公益社団法人山梨県建設技術センター

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記情報を提供します。

【対象：令和7年4月1日～令和8年3月31日】

記

### — 派遣実績なし —

1	派遣労働者数	0人
2	派遣先事業所数	0件
3	労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日当たりの料金額「7.75時間労働として計算」)	0円
4	派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの料金額「7.75時間労働として計算」)	0円
5	マージン率	0%
6	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定	締結していない
7	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 新規採用者研修、業務報告研修、派遣研修、職場研修 キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部総務経営課 TEL055-232-0522	
8	その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 マージン率には社会保険料の事業主負担分、有給休暇や福利厚生費、研修費等の費用も含まれます	